

現代アートと向き合う米国著作権法 ～アプロプリエーションアートを正当化するフェア・ユースの新基準～

1 MoMA, Appropriation, <http://www.moma.org/learn/moma-learning/themes/pop-art/appropriation> (2013年11月1日最終確認) (アプロプリエーションを「既存のイメージ及び物体の意図的な借用、コピー、改変」と定義している。); MOCA, <http://www.moca.org/pc/viewArticle.php?id=2> (2013年11月1日最終確認) (アプロプリエーションを「美術史、広告、メディアなどの異なる文脈から既存のイメージを取り入れることにより新しい作品を制作し、盗用したイメージを新しい文脈に結びつける方法」と定義している。) その他、Brief for the Andy Warhol Foundation for the Visual Arts, Inc. as Amicus Curiae Supporting Appellant, *Cariou v. Prince*, 2013 U.S. App. LEXIS 8380 (2d Cir. Apr. 25, 2013) (No. 11-1197).

1 はじめに

アプロプリエーション (appropriation、盗用) は、「アートワールド」 (Art World) では確立された表現分野である¹。しかし、「アートルーワールド」 (Art "Law" World) ではこれは必ずしも正しくない。アプロプリエーション・アーティストは、アート作品だけではなく、多くの紛争も生み出してきた²。本稿では2013年4月にアプロプリエーションアートの著作権侵害の成否に関してニューヨークを管轄する第2巡回区連邦控訴裁判所で下された *Cariou v. Prince* を紹介する³。

2 紛争の経緯

本件は、原告のパトリック・カリウ (Patrick Cariou) が著名なアプロプリエーション・アーティストであるリチャード・プリンス (Richard Prince) らを著作権侵害で訴えた事件である⁴。カリウは、プロの写真家で、6年間にわたりジャマイカのラスタファリアン (Rastafarians、ジャマイカ発祥の宗教的思想の信仰者) とともに住み、仕事をしてきた⁵。カリウは、ジャマイカで撮影した写真集「*Yes Rasta*」を発売した⁶。プリンスは2005年にはじめて書店で *Yes Rasta* を目にした⁷。2007年12月から2008年2月の間に、プリンスは「*Canal Zone (2007)*」と題した合板に *Yes Rasta* から35枚の写真を貼り付けたアート作品を発表した⁸。2008年6月、プ

リンスは、*Yes Rasta* をさらに3冊購入した上、*Canal Zone* シリーズで30の新たなアート作品を制作し、そのうち29作品は、部分的に又は全体的に *Yes Rasta* からイメージを取り入れたものだった⁹。

地裁は、原告カリウのサマリージャッジメントを認容し、被告プリンスのフェア・ユースの抗弁を否定した¹⁰。フェア・ユースの第1要素 (使用の目的及び性質) で考慮される変容の利用 (transformative use) について、地裁は「プリンスのペインティングは、写真に対してコメントをする程度においてのみ変容的である」と判断した¹¹。また、地裁は、プリンスが原作品の持つ意味について興味はなく、アートを制作したときに伝えようとしたメッセージはないと証言したことを指摘した¹²。ペインティングを制作するに際し、プリンスは原作品に対するどのような側面についても又はより広義の文化についてもコメントするつもりはなかった、と証言したことも地裁は指摘し、そのとおりに認定した¹³。

3 第2巡回区連邦控訴裁判所の判旨

第2巡回区連邦控訴裁判所は、プリンスの5つのアート作品 (①「*Graduation*」、②「*Meditation*」、③「*Canal Zone (2007)*」、④「*Canal Zone (2008)*」、⑤「*Charlie Company*」) を除く全てについて、カリウの写真のフェア・ユースに該当すると判断して、この5つ

目次：

1 はじめに	1
2 紛争の経緯	1
3 第2巡回区連邦控訴裁判所の判旨	1
4 検討	3
5 結語	7

2 Rogers v. Koons, 960 F.2d 301 (2d Cir. 1992); Hoepker v. Kruger, 200 F. Supp. 2d 340 (S.D.N.Y. 2002); Blanch v. Koons, 467 F.3d 244 (2d Cir. 2006). Complaint for Declaratory Judgment and Injunctive Relief, Fairey v. Associated Press, No. 09-1123 (S.D.N.Y. Feb. 9, 2009). 近時報道されたケースとしては、故スティーブ・ジョブズを被写体とした写真に関する Albert Watson v. Alex Guofeng Caoがある (Complaint, Watson v. Cao, No.13-2175 (S.D.N.Y. Apr. 2, 2013) 参照)。

3 Cariou v. Prince, 2013 U.S. App. LEXIS 8380 (2d Cir. Apr. 25, 2013). 本稿が変容の利用に焦点を当てている理由は、変容的利用の認定がフェア・ユースの認定の可否に重要な役割を果たしているためである (Pierre N. Leval, Toward a Fair Use Standard, 103 HARV. L. REV. 1105, 1111 (1990); Barton Beebe, An Empirical Study of U.S. Copyright Fair Use Opinions, 1978-2005, 156 U. Pa. L. Rev. 549, 605 (2008) 参照)。

4 Id. at *10. なお、被告にはガゴシアン・ギャラリー、ラリー・ガゴシアンも名を連ねる。

5 Id. at *5.

6 Id.

7 Id. at *7.

8 Id.

9 Id.

の艺术作品がカリウの著作権を侵害するか又は適切な基準に基づきフェア・ユースになるかを審理させるため一部を地裁に差し戻した¹⁴。

第2巡回区裁判所がフェア・ユースにあたるかを地裁に審理させるため差し戻した作品は、次の5作品である¹⁵。



① Graduation



② Meditation



③ Canal Zone (2007)



④ Canal Zone (2007)



⑤ 「Charlie Company」

第2巡回区裁判所は、法は変容的となるために、原作品や著作者へのコメントという要件を何ら課していないと指摘した¹⁶。裁判所は、構成、表現、スケール、色彩、メディアが根本的に違うという点で25のプリンスのアート作品はカリウの写真とは根本的に異なる美を表現していることを強調した¹⁷。その上で、次のとおり判示した。

重要なことは問題の作品が合理的な観察者にどのように見えるかであって、アーティストが作品の特定の部分や内容について述べることではない¹⁸。プリンスの作品は、カリウの作品や文化へのコメントなしであっても、また、プリンスがそのような意図であっても変容的でありうる¹⁹。アート作品に関するプリンスの説明に裁判所の問いを閉じ込めるのではなく、変容的な性質を評価するため、アート作品がどのように「合理的に認識されるか」を検討する²⁰。…裁判所の侵害分析の中心は、一次的にプリンスのアート作品そのものにあり、25のアート作品は法律問題として変容的であるとみる²¹。（下線は筆者による）

第2巡回区裁判所は、アート作品と写真は横に並べて見るべきだとも述べた²²。裁判所は、プリンスは新しい何かを加え、根本的に異なる美のイメージを表現したと評価した²³。結論として、前掲の5つの作品を除き、プ

リンズによるカリウの写真の利用はフェア・ユースに該当すると判断した。

4 検討

(1) 予測可能性の低さ

第2巡回区裁判所の「根本的に異なる美」基準に基づく場合、二次作品が何らのメッセージも持たなくてもよいとしたら変容的作品と派生的作品（derivative work）の違いはなんなのだろうか²⁴。変容的利用と評価されるためには、どのような要素が裁判所に考慮されるのだろうか。以下、3つの仮説を検討してみたい。

ア 仮説①（原作品が直ちに明らかであるか）

まず、第2巡回区裁判所は、カリウの原作品が直ちに明らかであるか、それとも目立たなくされているか、を考慮したのかもしれない²⁵。① *Graduation*（前掲）ではカリウの原作品が直ちに明らかであり、*James Brown Disco Ball*では目立たなくされているというのは理解できる。しかし、カリウの原作品は *Tales of Brave Ulysses*でも直ちに明らかであろうが、この作品は第2巡回区裁判所によりフェア・ユースの対象とされている。

10 *Cariou v. Prince*, 784 F. Supp. 2d 337 (S.D.N.Y. 2011) at 355. 米国著作権法107条は、一般的な権利制限規定として、次のとおりフェア・ユースを定めており、これに該当する行為について、利用者は、著作権者の許諾を得ることなく著作物を利用することができる。

「第106条及び第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究又は調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピー又はレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的及び性質（使用が商業性を有するか又は非営利的教育目的を含む）
- (2) 著作権のある著作物の性質
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量及び実質性
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場又は価値に対する使用の影響

上記の全ての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。」

11 *Id.* at 349.

12 *Id.*

13 *Id.*

14 *Cariou*, 2013 U.S. App. LEXIS 8380 at *34.

15 本稿で使用したプリンスの作品の画像は、次のウェブサイトから引用した。Patrick Cariou v. Richard Prince, 11-1197 Appendix, <http://www.ca2.uscourts.gov/11-1197apx.htm> (2013年11月1日最終確認)。なお、このウェブサイトでカリウの原作品も参照することができる。



James Brown Disco Ball



Tales of Brave Ulysses

16 2013 U.S. App. LEXIS 8380 at *16.

17 Id. at *17.

18 Id. at *19-20.

19 Id. at *20.

20 Id.

21 Id.

22 Id. at *21.

23 Id. at *22.

24 Randy Kennedy, Appeals Court Overturns Case Against Richard Prince, N.Y. TIMES (Apr. 25, 2013), http://www.nytimes.com/2013/04/26/arts/design/appeals-court-tilting-favors-richard-prince-in-copyright-case.html?_r=1&(カリウの代理人弁護士であるDaniel Brooksは、…「この判決はアーティストにとってもこの判決を取り扱う裁判所にとっても将来への十分なガイダンスや予測可能性を与えていない」と述べる。また、Donn Zaretsky 弁護士は、「この問題に関して明確にする機会を逸してしまったように思える」「変容的かそれとも十分に変容的ではないかどのように判断できる?」と述べる。

25 2013 U.S. App. LEXIS 8380 at *7-8. (裁判所は、「James Brown Disco Ballなどの特定の作品では、…カリウの作品はほとんど完全に目立たなくされている」と認定した。また、裁判所は「Graduationなどでは、カリウの原作品は直ちに明らかであり、プリンスは被写体の目や口に青のひし形をペイントしたり、被写体の体にギターの写真を貼り付けたりしたにとどまる」と認定している。)

26 Id. (裁判所は、「プリンスのアート作品は拡大したり色づけしたりした写真も取り込んでおり、また、カリウ以外のアーティストから盗用した写真も取り込んでいる」と認定している。)

イ 仮説② (他のアーティストの作品の取り入れ)

次の仮説は、第2巡回区裁判所がプリンスのアート作品がカリウ以外のアーティストからの盗用写真を取り入れているかを考慮したかもしれないというものだ²⁶。しかし、第2巡回区裁判所による差し戻しの対象となった⑤ *Charlie Company* (前掲) がカリウ以外のアーティストによる女性のヌード写真を取り入れているので、この要素も決定的なものではなさそうだ。

ウ 仮説③ (原作品の占める割合)

それではプリンスのアート作品が他のアーティストによるイメージを取り入れている場合、カリウの原作品がアート作品全体との割合から直ちに明らかである限り、アート作品は変容的ではない、という仮説はどうだろうか。しかし、この仮説も、カリウの作品がアート作品のなかで大きな割合を占めているにもかかわらず、*Back to the Garden* がフェア・ユースの対象になっていることからすると、この要素も重要ではなさそうだ。第2巡回区裁判所の「根本的に異なる美」基準は、裁判所が判断すべきではない、「アートとは何か」を裁判所に対し判断することを強いるものであり、予測可能性を損なうと思われる²⁷。フェア・ユースと評価された*Back to*

*the Garden*と差し戻しになった⑤ *Charlie Company*の違いは一体何なのだろうか?

(2) 将来の紛争に適用される3つのアプローチ

まず、プリンスはアート作品のなかにはカリウのイメージがほとんど完全に目立たなくなっているものもあり、フェア・ユースの抗弁の主張以前に実質的類似性がないという主張をすることができただろう²⁸。もし実質的類似性が肯定されるとすれば、裁判所は次の3つのアプローチで変容的利用について検討することになる。

ア アプローチ① (パロディ)

二次作品がパロディの性格を持つ場合、つまり、原作品自体に対するメッセージやコメントをするときには、そのような利用は変容的利用にあたる。

*Leibovitz v. Paramount Pictures Corporation*では、著名な写真家であるアニー・リーボヴィッツ (Annie Leibovitz) が撮影し、雑誌ヴァニティ・フェア (*Vanity Fair*) の表紙に使用された女優デミ・ムーア (Demi Moore) の写真について著作権侵害訴訟に発展した²⁹。公開が予定されていた映画「裸の



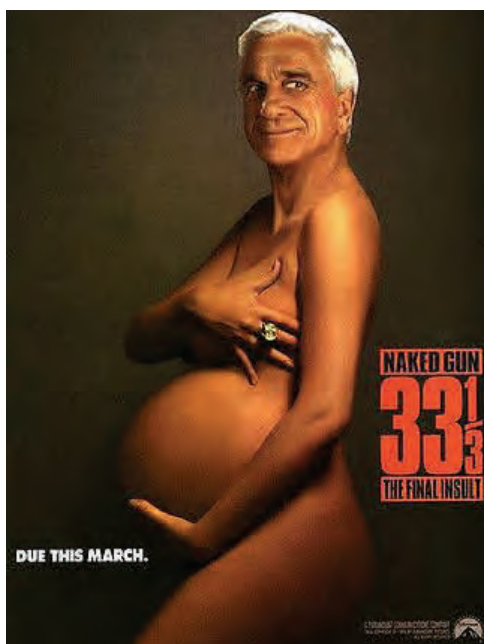
Back to the Garden



⑤ Charlie Company



アニー・リーボヴィッツ、
ヴァニティ・フェアのカバー 36



パラマウント・ピクチャーズの広告 37

銃を持つ男 33 1/3:最後の侮辱」(Naked Gun 33 1/3: The Final Insult)のため、リーボヴィッツの原作品をコピーするのではなく、俳優のレスリー・ニールセン (Leslie Nielsen) を使い、パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーションが他の写真家に対し、ポーズを似せた妊婦女性のヌード写真の制作委託をした³⁰。リーボヴィッツの写真に細かな点まで似せるために多くの努力がなされた³¹。モデルは姿勢や手の位置がリーボヴィッツの写真のムーアと正確に一致するよう注意深くポーズをとった³²。ムーアの手に現れた大きな指輪も同じ指にはめられた³³。写真はリーボヴィッツの写真のムーアにより近づくよう肌の調子や体の形をコンピュータによりデジタルエンハンスされた³⁴。最終ステップは、モデルの体の写真とニールセンの顔のごと目がムーアのアンクルと概ね同じになるよう、しかし、ムーアのシリアスな眼差しはニールセンのいたずら地味なあざけたものに取り替えた上で重ね合わせることであった³⁵。

パラマウントは、原作品のパロディを意図したのであってフェア・ユースだと主張した

³⁸。第2巡回区裁判所は、「ニールセンのあざけた顔はシリアスなムーアの表情と顕著に対比されているから、広告は原作品のシリアスさ、気取った態度に対するコメントであると合理的に認識される」と判断した³⁹。また、裁判所は、「広告は、リーボヴィッツの写真を妊婦の体の美しさを誉め称えるものと解釈するものであり、このメッセージに対する不同意を表明するものと合理的に認識される」と指摘した⁴⁰。裁判所は、広告の強いパロディの性質は、第1要素においてフェア・ユースの認定に大きく傾くと述べて、結論としてフェア・ユースを認めた⁴¹。

イ アプローチ② (風刺+借用行為の正当化)

二次作品がパロディの性格を伴っておらず、二次作品が社会に対しメッセージを有する場合、借用行為を正当化する事情があれば、そのような利用は変容的利用にあたる。

Blanch v. Koonsでは、原告でプロのファッション・ポートレート写真家のアンドレア・ブランチ (Andrea Blanch) が、被告ジェフ・クーンズ (Jeff Koons) のアート作品

27 Id. at *39. (Wallace J.の反対意見) (「実際に私はアート批評家でも専門家でもないことを率直に認めるが、どのように多数意見が控訴裁判所の役割において『自信を持って』フェア・ユースを構成するとした25作品と直にはフェア・ユースの認定を与えなかった5作品の線引きをできるのか分からない。」); Bleistein v. Donaldson Lithographing Co., 188 U.S. 239, 251(1903) (“It would be a dangerous undertaking for persons trained only to the law to constitute themselves final judges of the worth of a work, outside of the narrowest and most obvious limits”)

28 たとえば、カリウの原作品は、James Brown Disco Ball, Quarry, Untitled, Pumpsie Greenでは直ちに明らかではない。Justin Hughes, The Photographer’s Copyright -- Photograph As Art, Photograph As Database, 25 Harv. J. Law & Tec 327, 390 (2012) (As to the Obama poster case, pointing out that “Fairly clearly created a poster based on the photograph, but he did not copy any original elements of the photograph.”) 及びWilliam W. Fisher III et al., Reflections On The Hope Poster Case, 25 Harv. J. Law & Tec 243, 314, 259 (2012) (“we believe that the strength of Fairly’s two substantive arguments ... would have enabled Fairly to prevail on appeal.”) 参照。

29 Leibovitz v. Paramount Pictures Corp., 137 F.3d 109, 111 (2d Cir. 1998). なお、このマガジнкаバーは、「the ASME’s Top 40 Magazine Covers of the Last 40 Years」に選出されている。<http://www.magazine.org/asme/magazine-cover-contests/asmes-top-40-magazine-covers-last-40-years> (2013年11月1日最終確認)。

30 Id. at 111.

31 Id.

32 Id.

33 Id.

34 Id. at 111-112.

35 Id. at 112.

36 画像は、ヴァニティ・フェアのホームページ (<http://www.vanityfair.com/100-years-of-vanity-fair/the-nineties>) より引用した。

37 画像は、ウィキペディア (http://en.wikipedia.org/wiki/Leibovitz_v._Paramount_Pictures_Corp) より引用した。

38 Leibovitz, 137 F.3d 109 at 112.

39 Id. at 114.

40 Id. at 115.

41 Id.

42 Blanch, 467 F.3d at 246-247, 249.

43 Id. at 246.

44 Id. at 252.

45 Id. at 253.

46 Id. at 254.

47 Id. at 255.

48 Id.

49 画像は、<http://www.owe.com/resources/legalities/30-jeff-koons-copyright-infringement/>より引用した。

50 画像は、グッゲンハイム美術館ホームページ (<http://www.guggenheim.org/new-york/collections/collection-online/artwork/10734>) より引用した。



アンドレア・ブランチ
「Silk Sandales by Gucci」⁴⁹



ジェフ・クーンズ
「Niagara」⁵⁰

「Niagara」にブランチの写真「Silk Sandales by Gucci」が無断使用されたと主張して、著作権侵害で訴えた⁴²。第2巡回区裁判所は、クーンズによる写真の利用はフェア・ユースにあたりと結論付けた⁴³。クーンズは、ブランチの写真を使用した目的はブランチが写真を制作した目的とは全く異なるものだとして主張した⁴⁴。裁判所は、クーンズはブランチの写真をマスメディアによる社会的、美的な影響に対するコメントのための消耗品として使用していると指摘した⁴⁵。裁判所は、「パロディ」(parody)と「風刺」(satire)の区別についても述べて、メッセージは個々の写真そのものというよりも、Silk Sandales by Gucciを典型とするジャンルをターゲットにしているため、Niagaraは風刺として性格付けることが適切だろうと述べた⁴⁶。裁判所は、裁判所の乏しい芸術的感覚に頼る必要はないと判示し、次のとおりクーンズの説明を引用した⁴⁷。

Allure誌の写真にある足は単調なものに見えるかもしれないが、私は自分自身で撮影する足以上にこれらを私の作品に取り入れる必要があると考えた。写真が至るところに存在することは、メッセージの中心だ。写真はマスメディアの確立したスタイルとして典型的なものだ。どのような高級雑誌にも、その他のメディアと同様にほぼ同じようなイメージを見つけることができる。私に

とっては、Allure誌に描かれた足は、世界における事実であって、皆が毎日頃体験しているものだ。それらは特定のだけかの足というわけではない。Allure誌の写真の断片を私のパインティングに使用することで、Allure誌によって促進され、体現されている文化や態度についてコメントをしたのだ。既存のイメージを使用することにより、私はコメントを高めるための真実性を確保している。それは引用と言い換えの違いであって、鑑賞者が私のメッセージを理解することを可能にするのだ。

裁判所は、クーンズが「借用行為について正当性」を立証していると結論付けた⁴⁸。

ウ アプローチ③(根本的に異なる美)

二次作品が原作品やその他のものに対し何らのメッセージも持っていない場合でも、二次作品自体から感得できる原作品とは根本的に異なる美を有していれば、そのような利用は変容的利用にあたる。Carrou v. Princeで第2巡回区裁判所が判示した新基準である。二次作品のメッセージ性が立証されなくても変容的利用と評価される余地が広がったため、アプロプリエーション・アーティストの立場からすれば、防御方法が1つ増えたことになる。他方で、写真家の立場からすると、写真を許諾なく利用されるグレーゾーンが広がったことになり影響は小さくないと思われる。

(3) 日本法との比較

プリンスの作品は日本法の下ではどのように評価されるだろうか。翻案権侵害についてはカリウの原作品が目立たなくされているものに関しては、本質的特徴を直接感得させないため、非侵害であるという反論をすることができるかもしれない。

しかし、プリンスは、カリウの原作品自体に手を加える形で作品を制作しているため、少なくともカリウの原作品に関する同一性保持権の侵害は避けられないだろう⁵¹。

5 結語

今回の第2巡回区裁判所の判決は、二次作品のメッセージ性が立証されなくても変容的利用と評価される余地を認めた点で「アートローワールド」が「アートワールド」に歩み寄ったものといえよう。

第2巡回区裁判所は、アプロプリエーションアートにおける変容的利用を判断するにあたり

り「根本的に異なる美」という新基準を用いた。しかし、上記のとおり、この基準でアプロプリエーションアートが変容的利用にあたるか否かについて判断するのは難しい。少なくとも、第2巡回区裁判所は変容的利用について判断する際に考慮すべき要素をより明確にすべきだろう。

2013年10月22日付けでアンディ・ウォーホル美術財団及びロバート・ラウシェンバーグ財団がニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提出したアミカス・ブリーフでは、裁判所は変容的利用について判断するにあたり、作品の視覚的な比較だけではなく、美術史家、キュレーターなどのアートコミュニティのメンバーを「合理的な観察者」として設定し、美術史における文脈などの証拠を踏まえてアート作品の有する意味（メッセージ）を探求すべきだという趣旨の主張が展開されている⁵²。地裁の審理において「アートローワールド」が「アートワールド」にさらに歩み寄るのか引き続き注目のケースである。

(弁護士 木村 剛大)

51 最判昭和55年3月28日民集34巻3号244頁参照。

52 アミカス・ブリーフは、アンディ・ウォーホル美術財団ホームページ (http://warholfoundation.org/pdf/FILED_102213_Cariou_v_Prince_Amici_Brief) において公表されている(2013年11月1日最終確認)。

シンガポールでの勤務開始のご挨拶

木村 剛大 弁護士

米国ニューヨーク州所在のBenjamin N. Cardozo School of Lawの法学修士課程知的財産法専攻を修了し、2013年8月よりシンガポールのケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所において勤務を開始いたしました。同事務所では、外国法弁護士(日本法)としてシンガポールをはじめとする東南アジア各国に進出する日系企業の海外進出支援業務に従事しております。日系企業のご期待に添えるよう職務に励む所存ですので、ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

ユアサハラ法律特許事務所

〒100-0004
東京都千代田区大手町二丁目2番2号
新大手町ビル206区

電 話: 03 (3270) 6641
FAX: 03 (3246) 0233
URL: <http://www.yuasa-hara.co.jp>

当事務所は、弁護士を中心とする法律部、弁理士を中心とする特許部・商標意匠部、公認会計士を中心とする会計部から構成されている総合事務所です。各部は、それぞれ法律事務所、特許事務所、会計事務所としての機能を有しつつ、相互に緊密な協力関係の下に、国内および国外の顧客に総合的なサービスを提供しております。

本ニュースでは、読者の皆様に一般的な情報を提供するため、企業法務の分野における様々な話題を取り上げてまいりたいと思いますが、その内容は必ずしも網羅的なものではなく、また法的問題についての助言に代わるものでもありません。当事務所では、当事務所の専門的な助言なくして、掲載内容を具体的事案に適用した場合に関し一切責任を負いかねます。

本ニュースのご購読は、[弊所ホームページ](#)よりお申し込みいただけます。